

社会福祉法人 徳育会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 徳育会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給しない。

(公表)

第3条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、令和2年6月26日から施行し、令和2年7月1日から適用する。
2. この規程は、令和3年6月19日から改訂し、令和2年7月1日に遡って適用する。
3. この規程は、令和4年6月25日から改訂し、令和4年4月1日に遡って適用する。